

広島県告示第九百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年十月四日までの間、縦覧に供する。

平成十九年九月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

中安田田打線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
世羅郡世羅町大字安田字木正田四一九番八地 先から 世羅郡世羅町大字京丸字大平東山七六八番一 四地先まで	旧	五・五〇〇 六・〇〇〇	六四〇・〇〇		
	新	一三・〇〇〇 二二・〇〇〇	六四〇・〇〇	拡幅	
世羅郡世羅町大字京丸字大平東山七六八番二 四地先から 世羅郡世羅町大字京丸字大平東山七六八番一 五地先まで	旧	五・〇〇〇 一一・〇〇〇	八五・〇〇		
	新	二九・八〇〇 三二・〇〇〇	四七・七九	ダブルウェイ	
世羅郡世羅町大字京丸字大平東山七六八番二 五地先から 世羅郡世羅町大字京丸字大平東山七六八番三 四地先まで	旧	四・六〇〇 七・〇〇〇	三六二・二二〇		
	新	一六・〇〇〇 四二・八〇〇	三六二・二二〇	拡幅	

世羅郡世羅町大字京丸字大平東山七六八番三 四地先から 世羅郡世羅町大字京丸字大平東山七六八番五 四地先まで		世羅郡世羅町大字京丸字大平東山七六八番五 四地先から 世羅郡世羅町大字京丸字成石山七五九番三 地先まで		世羅郡世羅町大字京丸字成石山七五九番三 地先から 世羅郡世羅町大字京丸字成石山七五八番一 地先まで	
新	旧	新	旧	新	旧
四七・〇〇〇 七二・〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	五・二〇〇 七・五〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	四・四〇〇 八・四〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	四・四〇〇 八・四〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	四・五〇〇 六・二〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	四・五〇〇 六・二〇〇 〇〇〇〇〇〇〇
七五・〇〇〇	七五・〇〇〇	七〇・〇〇〇	七〇・〇〇〇	七〇・〇〇〇	七〇・〇〇〇
拡幅		ダブルウェイ		ダブルウェイ	